○今金町奨学資金貸付基金条例

昭和４６年３月１１日
条例第３号
改正　昭和４６年１２月２３日条例第２６号
昭和５０年３月２４日条例第１２号
昭和５４年３月２０日条例第１号
昭和５６年３月１３日条例第５号
昭和５９年３月２２日条例第８号
昭和６２年６月２６日条例第１５号
平成２年６月２１日条例第２１号
平成３年３月６日条例第４号
平成５年３月１５日条例第１１号
平成１４年３月７日条例第１０号
平成２２年３月１５日条例第１号
平成２８年３月１１日条例第１３号

（設置及び目的）

第１条　優秀な常生生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、奨学資金の貸付を行い、もつて、その効率的な管理運用を図るため奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第２条　基金の額は、５，５００万円とする。

（基金の積立て）

第３条　基金は奨学基金として昭和４５年度までの積立金との合計額が前条に定める基金の額に達するまで毎年度予算の範囲により積立するものとする。

（管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管し、基金の運用から生ずる収益は一般会計予算に計上してこの基金に編入するものとする。

（貸付の対象）

第５条　奨学資金は今金町に居住する者の子弟であつて（経済的理由によりその修学が困難なもの）、次に掲げる条件を備えているものに貸付する。

（１）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条及び第８２条の２に掲げる学校に在学又は進学を希望するもの

（２）　学費の支弁が困難であると認められるもの

（３）　身体健康、学業成績優秀でその性行善良であるもの

（諮問機関の設置）

第６条　奨学資金の貸付にあたつては、町長の諮問に応ずるその奨学資金貸与運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

２　運営委員会の委員は、１０名以内とし、次の各号に掲げる者の中から委嘱する。

（１）　民生委員

（２）　識見を有する者

（３）　町職員

３　委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（貸付金額）

第７条　奨学資金の貸付金額は、在学期間中次の範囲内で貸付するものとする。

（１）　高等学校、専修学校高等課程、高等専門学校第３学年以下　１人　月額　国立、公立１５，０００円以内　私立２０，０００円以内

（２）　専修学校専門課程、高等専門学校第４学年以上　１人　月額　国立、公立２０，０００円以内　私立２５，０００円以内

（３）　短期大学　１人　月額　国立、公立２３，０００円以内　私立２８，０００円以内

（４）　大学　１人　月額　国立、公立２５，０００円以内　私立３０，０００円以内

（５）　大学院　１人　月額　国立、公立３０，０００円以内　私立３５，０００円以内

２　貸付金は無利子とする。

（貸付金の申請決定）

第８条　奨学資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人２人を定め、町長に申請するものとする。

２　前項の規定により申請があつたときは、町長は貸付の可否を決定し、申請者に通知するものとす

る。

（連帯保証人）

第９条　連帯保証人は、町内において独立の生計を営む成年者でなければならない。

２　奨学資金の貸付を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち１人はその者の法定代理人でなければならない。

３　連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情により適正を失つたときは、新らたな連帯保証人を定め、町長に届出なければならない。

（貸付の取消等）

第１０条　奨学資金の貸付を受けたものが次の各号の一に該当する場合には町長は貸付の決定を取消すことができる。

（１）　退学したとき。

（２）　奨学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

（３）　傷い疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。

（４）　その他、奨学資金の貸付の目的を達成する見込がなくなつたと認められたとき。

２　奨学資金の貸付を受けたものが、休学し又は停学の処分を受けたときは、町長は休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学資金の貸付を停止する。この場合においてこれらの月分としてすでに貸付された奨学資金があるときは当該貸付を受けたものが復学した日の属する日の属する月の翌月以降の月の分として貸付されたものとみなす。

（償還）

第１１条　貸付を受けた奨学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して１年を経過した後１５年以内の年賦により償還するものとする。ただし、全額又はその一部を一時に償還することができる。

２　奨学資金の貸付を受けたものが次の各号の一に該当する場合には前項の規定にかかわらず貸付した奨学資金の全部又は一部について繰上償還を命ずるものとする。

（１）　第１０条第１項各号に掲げる事由が生じたとき。

（２）　貸付した奨学資金を目的以外に使用したとき。

（３）　償還金の支払を怠つたとき。

（償還の猶予）

第１２条　奨学資金の貸付を受けたものが災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付金の償還が困難であると認められたときは、その者の償還を猶予することができる。

（償還金の減免）

第１３条　奨学資金の貸付を受けたものが死亡又は不具廃疾により貸付を受けた奨学資金の償還（償還期の到来していない部分に限る。）が困難であると認められるときは、償還金の全部又は一部を免除することができる。

（違約金）

第１４条　奨学資金の貸付を受けたものが償還期限まで償還金の全部又は一部を支払わなかつた場合には、その未納金額百円につき１日３銭の割合をもつて償還期限の翌日から支払の日までの日数によつて計算した違約金を納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第１５条　この条例に定めるものを除くほか管理に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

１　この条例は、昭和４６年４月１日から施行する。

２　普通基金、奨学基金の設置管理及び処分に関する条例（昭和３９年今金町条例第９号）、今金町奨学金貸与条例（昭和３２年今金町条例第１０号）は、廃止する。

３　前項の条例によりこの条例施行前に積立てられた普通基金については、今金町財政調整基金に、奨学基金については、この条例により積立てられたものとみなすものとする。

附　則（昭和４６年１２月２３日条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４６年度分から適用する。

附　則（昭和５０年３月２４日条例第１２号）

１　この条例は、昭和５０年４月１日から施行する。

２　改正前の第７条の規定により貸付の決定を受けたものについても、この改正規定を適用する。

附　則（昭和５４年３月２０日条例第１号）

この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

附　則（昭和５６年３月１３日条例第５号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５９年３月２２日条例第８号）

１　この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

２　改正前の第７条の規定により貸付の決定を受けたものについてもこの改正規定を適用する。

附　則（昭和６２年６月２６日条例第１５号）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和６２年４月１日から適用する。

２　改正前の第７条の規定により貸付を受けたものについては、この改正規定を適用する。

附　則（平成２年６月２１日条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年３月６日条例第４号）

この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成５年３月１５日条例第１１号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月７日条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年３月１５日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に、この条例による改正前の今金町奨学資金貸付基金条例の規定により貸付を受けた奨学資金の償還については、なお従前の例による。ただし、この条例施行後、この条例による改正後の今金町奨学資金貸付基金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により引き続き奨学資金の貸付を受ける者については、改正後の条例第１１条第１項の規定を適用する。

附　則（平成２８年３月１１日条例第１３号）抄

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。